

I 教員

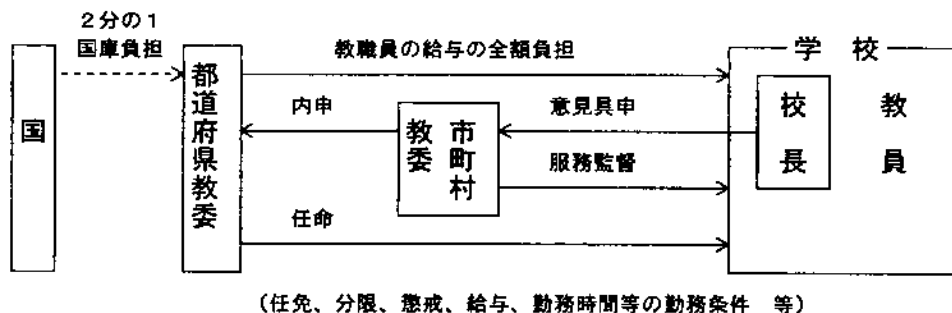
1 教員の養成・採用・研修の制度の概要について

1 教員の養成・免許制度

- 教員は、教育職員免許法により授与される免許状を有することが必要。
- 教員養成は、課程認定を受けた大学（一般大学及び教員養成大学）で実施。
- 免許状は、都道府県教育委員会が授与。
 - 普通免許状
 - 専修免許状（大学院修士課程修了程度）
 - 一種免許状（大学学部卒業程度）
 - 二種免許状（短期大学卒業程度）
 - 特別免許状、臨時免許状

1 教員の採用等（公立の小・中学校の場合）

- 任命権者：都道府県・政令指定都市教育委員会
服務監督権者：市町村教育委員会
給与負担：都道府県が負担し、支弁。給与費の2分の1を国が負担。
- 教員の採用は、任命権者である都道府県・政令指定都市教育委員会が、採用選考試験を実施。
- 市町村立の小・中学校の教員の任免・分限・懲戒は、任命権者である都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の内申をまっで行う。
学校長は、その学校の教員の任免その他進退に関する意見を市町村教育委員会に申し出ることができる。



- 教員については、採用後1年間は条件附採用期間とされる。

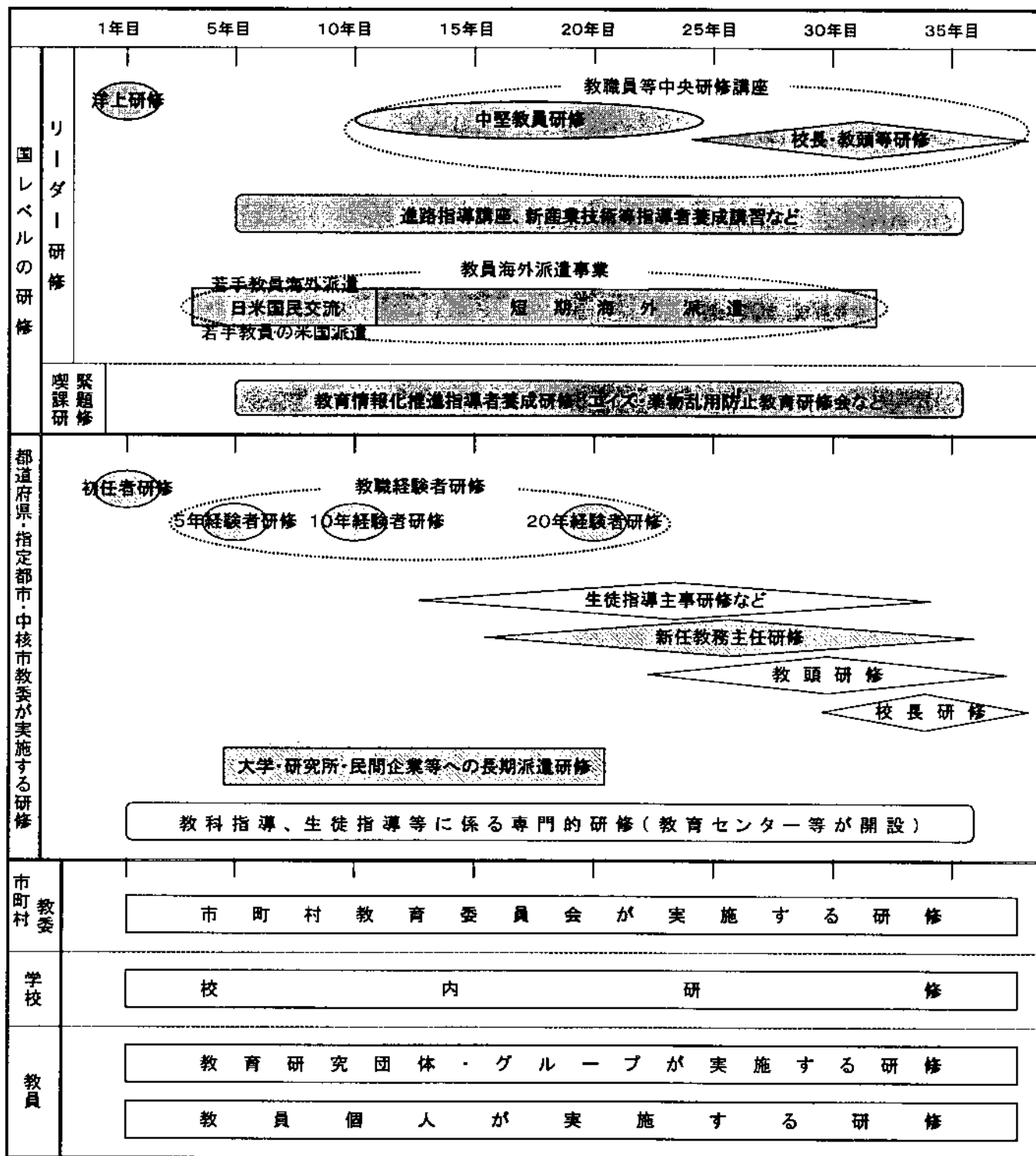
2 教員の研修

- 教員の研修は、任命権者である都道府県・政令指定都市教育委員会及び、中核市教育委員会が実施するほか、国の行うべき研修を一元的に行っている独立行政法人教員研修センターや、市町村教育委員会、学校等の各レベルで実施。
- 採用後1年間の初任者研修のほか、採用後5年、10年、20年経験者を対象とした研修、教科指導、生徒指導に係る研修などを体系的に実施。
- ※ なお、現在、教諭等としての在職期間が10年に達したすべての教員に対して、個々の能力、適性等に応じた研修を実施する10年経験者研修制度を創設するための「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」が国会において審議中。

3 社会人の活用

- 特別非常勤講師制度、特別免許状制度により、免許状を持たない社会人の学校教育への参加を促進。

2 教員研修の実施形態



○：教職経験に応じた研修

：専門的知識・技術に関する研修

◇ : 職能に応じた研修

☐ : その他

： 国(教員研修センター)が実施

: 国庫補助等あり

□ : その他